

# 「労働安全衛生対策の見直しについて（建議）」について

労働省安全衛生部 計画課調査官 佐々木 元 茂

## 1. はじめに

労働省では、平成10年10月15日に、中央労働基準審議会に対し、労働安全衛生対策の見直しについて、

- ① 深夜業に従事する労働者の健康確保
- ② 化学物質の管理
- ③ 労働安全衛生マネジメントシステム
- ④ その他

に関し検討を依頼し、中央労働基準審議会からの求めを受けた労働災害防止部会は、平成11年1月21日までに7回にわたり検討を重ね、同部会の報告を取りまとめた。

この報告に基づき、同日、中央労働基準審議会会長から労働大臣に対して建議がなされている。

建議の取りまとめに至る中央労働基準審議会の審議経過は、次のとおりである。

### ○第383回中央労働基準審議会（平成10.10.15）

＜検討事項＞・労働安全衛生対策の見直しの検討の勧め方について

### ○第130回労働災害防止部会（平成10.10.30）

＜検討事項＞・労働安全衛生対策の見直しの検討の勧め方について

### ○第131回労働災害防止部会（平成10.11.9）

＜検討事項＞・深夜業に従事する労働者の健康確保について  
・化学物質の管理について

### ○第132回労働災害防止部会（平成10.11.19）

＜検討事項＞・労働安全衛生管理システムについて  
・「その他」の検討項目について

て（小規模事業場における健康管理の在り方について、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの試験及び登録の民間委託について等）

### ○第133回労働災害防止部会（平成10.11.30）

＜検討事項＞・深夜業に従事する労働者の健康確保について  
・化学物質の管理について  
・「その他」の検討項目について

### ○第134回労働災害防止部会（平成10.12.14）

＜検討事項＞・労働災害部会報告（案）について

### ○第135回労働災害防止部会（平成10.12.25）

＜検討事項＞・労働災害防止部会報告（案）について

### ○第136回労働災害防止部会（平成11.1.21）

＜検討事項＞・労働災害防止部会報告（案）について

### ○第386回中央労働基準審議会（平成11.1.21）

＜検討事項＞・労働安全衛生対策の見直しについて

また、これらの検討に当たっては、(図1)のとおり、それぞれ次の報告書等をよりどころにしている。

(1) 科学顧問報告書（今後の労働安全衛生行政の在り方について）

科学顧問については、科学顧問規程（昭和43年

5月7日労働省訓令第3号)が定められており、本規程により、労働大臣が労働科学に関し高い識見を有する者のうちから任命することとなっている。また、科学顧問は、労働省の所管事務のうち労働災害の防止に関する重要な施策で科学上の専門的な知識を必要とするものに参画することとなっている。

現在、科学顧問として、加来利一(㈳日本労働安全衛生コンサルタント会副会長、㈳日本クレン協会会長)、安西 愈(弁護士)、黒田 眞(元早稲田大学人間科学部教授)、輿 重治(中央労働災害防止協会技術顧問)、小林英男(東京工業大学工学部教授)、清水英佑(東京慈恵会医科大学教授)、館 正知(岐阜大学医学部名誉教授)、鳥井 弘之(日本経済新聞論説委員)、中村桂子(JT生命誌研究館副館長)、名古屋俊士(早稲田大学理工学部教授)、平野敏右(東京大学大学院工学系研究科教授)、前 郁夫(㈳仮設工業会会长)、和田 攻(埼玉医科大学教授)の13名が任命されている。

この科学顧問で構成される科学顧問会議は、平成10年5月以来、今後の労働安全衛生行政を考える上での基本的考え方と労働安全衛生行政における今後の対応の方向について検討を重ね、同年9月に報告書を取りまとめた。

この報告書では、労働安全衛生行政における今後の対応の方向について

- ① 安全衛生管理の在り方
  - ② 安全の確保
  - ③ 労働衛生の確保
  - ④ 化学物質の管理

## (2) 労働安全衛生管理システム検討会

労働省では、平成10年2月、学識経験者、労働者代表及び使用者代表からなる労働安全衛生管理システム検討会（委員長 北里大学医学部名誉教授 高田 効、委員長代理 筑波大学大学院経営システム科学教授 吉澤 正）を中央労働災害防止協会に設置し、本システムを導入することの意義、本システムの導入に当たっての基本的考え方、

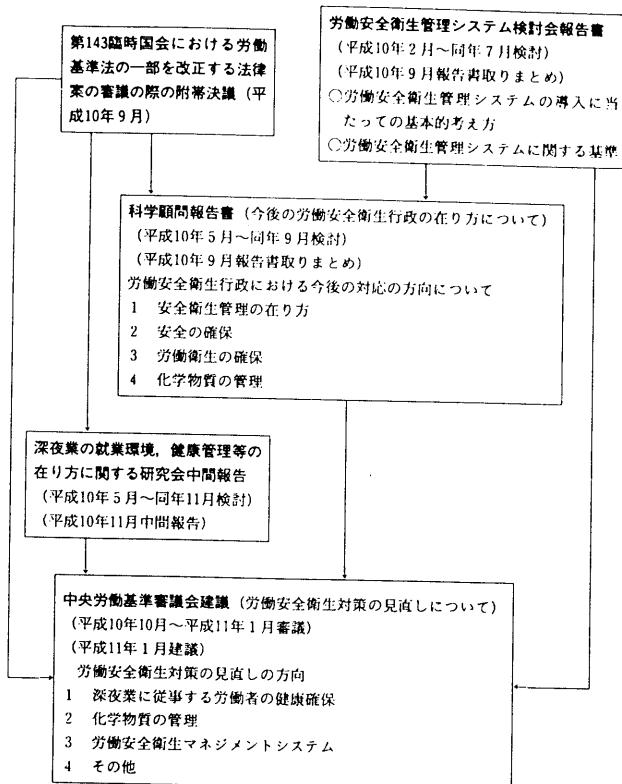


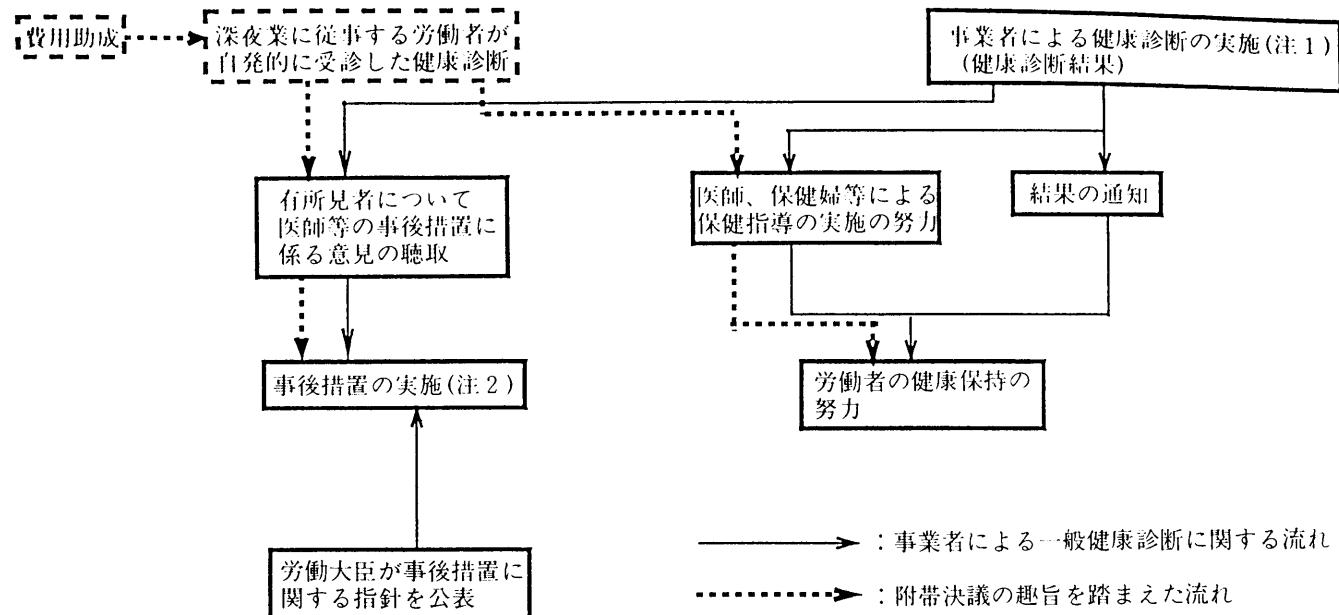
図1 労働安全衛生対策の見直しについて

本システムに関する基準等について検討を行ってきた。本検討会は、平成10年7月までに計7回開催され、平成10年9月に検討結果報告書が取りまとめられている。

### (3) 深夜業の就業環境、健康管理当の在り方に関する研究会中間報告

近年の高齢化の進展や女性の労働力の高まり、さらには平成11年4月から労働基準法の女性保護規定が解消されることなどを背景として、今後は、深夜業に従事する高齢者の増加や、これまで女性の深夜業がみられなかった分野への女性の進出が考えられる。

このような中で、今後の労働時間法制の在り方等について検討してきた中央労働基準審議会から、平成9年12月に「深夜業については、その実態及び健康への影響に関する調査をまず行い、その結果を踏まえ、深夜業にかかわる諸問題について深夜業に從事する労働者の就業環境整備、健康管理



注1：相当する健康診断の結果を証明する書面を労働者が提出することも可

注2：事後措置の例示の追加（附帯決議では「深夜業の回数の減少」）

## 図2 労働基準法改正に伴う衆参両院における深夜業従事労働者に係る附帯決議の趣旨

等の在り方を含め、検討する場を設けることが必要」とする建議がなされている。これを受け、「深夜業の就業環境、健康管理等の在り方に関する研究会」が平成10年5月に設けられ、深夜業の就業環境、健康管理等の在り方について検討が行われ、平成10年11月に中間報告が取りまとめられている。

#### (4) 労働基準法の一部を改正する法律案の審議の際の附帯決議

第143回臨時国会において、労働基準法の一部を改正する法律案の審議の際に、衆議委員労働委員会及び参議院労働・社会政策委員会のそれぞれで次のとおり附帯決議がなされている。

① 衆議委員労働委員会附帯決議（平成10年9月3日）

三 深夜業に従事する労働者の健康確保を図るため、労働者が自発的に受診する健康診断の費用を助成すること及びこれら自発的に受診した健康診断についてもその結果に基づく医師の意見を勘案して深夜業の回数の減少や作業の転換等の措置を講じなければ

ばならないこととするよう労働安全衛生法の改正を行い、必要な措置を講ずること。

## ② 参議院労働・社会政策委員会附帯決議（平成10年9月24日）

八 深夜業に従事する労働者の健康確保を図るため、労働者が自発的に受診する健康診断の費用を助成するとともに、次期通常国会を目指して労働安全衛生法の改正を行い、これら自発的に受診した健康診断についてもその結果に基づく医師の意見を勘案して深夜業の回数の減少や作業転換等の措置を講じなければならないようすること。

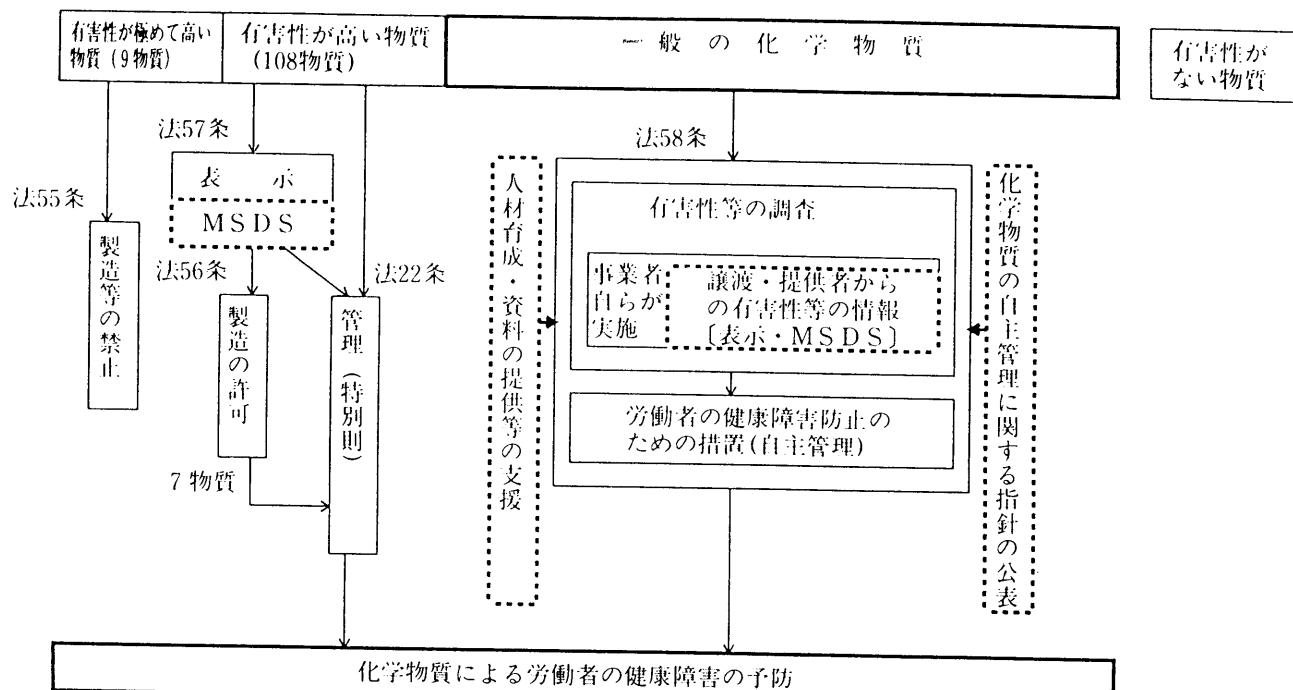
## 2. 建議の内容

建議においては、労働安全衛生をめぐる状況を概説した後、労働安全衛生対策の見直しの方向として具体的な対策の方向をそれぞれの項目ごとに次のとおり取りまとめている。

### (1) 深夜業に従事する健康確保（図2参照）

深夜業に従事する労働者の健康確保を図るため、

## 安全衛生情報



注1:「一般の化学物質」とは、表示、作業環境管理、健康管理等の規制の対象となっていない

化学物質の内、有害性のないもの等を除いたものをいう。

注2: [ ] は、今回の法改正で導入すべきと考えられる事項を示す。

図3 化学物質の管理の体系

事業場における健康教育の実施、個別相談の充実等を進めるほか、第143回臨時国会における労働基準法の一部を改正する法律案の審議の際の附帯決議を踏まえ、労働者の自主的な健康管理を進め、深夜業による健康障害を防止するため、次の措置を講ずること。

イ. 事業者は、深夜業に従事する労働者が自主的に受診した健康診断結果に基づき、当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものについては、当該労働者の健康保持に必要な措置について、医師等から意見聴取をすること。

ロ. 事業者は、イの医師等の意見を勘案し、その必要があると認めるとき当該労働者の実情を考慮して、深夜業の回数の減少や作業転換等の適切な措置を講ずること。

ハ. 事業者は、深夜業に従事する労働者が自主的に受診した健康診断結果に基づき、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師等による保健指導を行うように努めること。

ニ. 国は、深夜業に従事する労働者が自発的に受診する健康診断の費用を助成すること。

### (2) 化学物質の管理 (図3参照)

イ. 有害性等を有する化学物質の譲渡・提供者がその化学物質の有害性等の情報を譲渡・提供の相手先に確実に提供する仕組として、MSDS (化学物質等安全データシート) 及び表示による情報の提供を義務付けることが適当であること。

ロ. 事業者が講ずる労働者の健康障害防止措置が適切に行われるようにするためには、MSDS の内容の周知、これを活用した安全衛生教育等が重要であることから、国は、これらの内容を含んだ事業者が講ずる化学物質の自主的管理のための指針を公表すること。

ハ. 国は、化学物質の有害性等の調査、有害性等の情報の提供等に努めるとともに、事業者や化学物質の譲渡・提供者が行う人材の育成、有害性等の情報の評価等についての支援を行うこと。

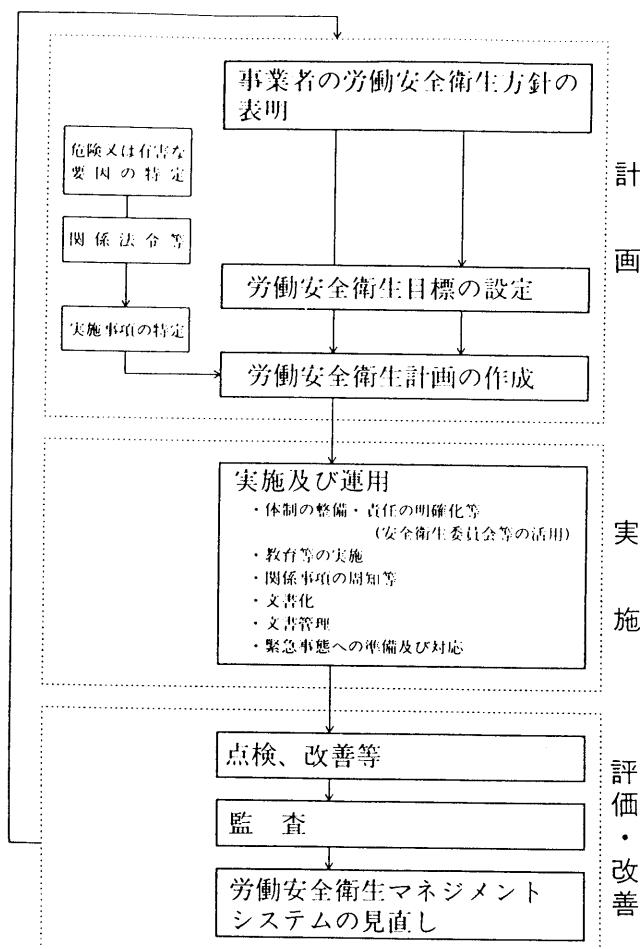


図4 労働安全衛生マネジメントシステムの流れ

## (3) 労働安全衛生マネジメントシステム（図4参照）

- 国は、労働安全衛生マネジメントシステムを安全衛生水準を向上させるための施策として位置付け、これについての指針を定めること。
- 労働安全衛生マネジメントシステムにおいては、事業者自らの安全衛生方針の表明、職場の危険又は有害な要因の特定、労働安全衛生計画の作成、労働安全衛生計画の実施、点検及び監査、必要な改善、労働安全衛生マネジメントシステムの見直し等の内容を含んだものとする必要があること。
- 国は、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進するため、モデル事業の実施、事業場の担当者等に対する研修等の支援を行

うこと。

## (4) その他

イ. 国は、地域産業保健センター事業、産業医共同選任事業、産業保健推進センター事業等の一層の推進を図ること。また、関係機関との連携を含め、地域産業保健センター事業の活性化等小規模事業場における総合的な健康確保方策について、検討の場を別途設けることが適当であること。

産業医の選任対象事業場の範囲等については、これらの事業の状況の推移等を考慮しつつ、平成8年改正労働安全衛生法の施行5年後見直しに向けて引き続き総合的な見地から検討することが適当であること。

ロ. 労働安全衛生法に関し、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの試験及び登録の民間委託等について、適切な対応を図ること。

ハ. 社会経済情勢の変化に対応しつつ、労災防止指導員の一層の活用を図ること。

## 3. その後の取組

労働省としては、建議の趣旨に沿い、今通常国会への法案提出に向け、労働安全衛生法令の改正作業を行い、法令案要綱を取りまとめた。これについて、中央労働基準審議会に諮問し、答申を受けている。

具体的には、建議で取上げられた事項のうち、「深夜業に従事する労働者の健康確保」、「化学物質の管理」及び「その他（労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの試験及び登録の民間委託等）」については、労働安全衛生法の改正により対応することとなっている。また、「労働安全衛生マネジメントシステム」については、労働安全衛生規則を改正し、これに根拠をおいた「労働安全衛生マネジメントに関する指針」を労働大臣の告示として策定することとなっているが、これについては、既に、規則の改正、告示の策定・公表を行っている。